

将来の定住に向けたイメージ醸成事業 県民ドラマ制作・放送等業務
提案競技（プロポーザル）実施要領

趣旨

県内の子どもとその親世代に向けて、島根ならではの暮らしやすさを都会の生活の厳しさ
とわかりやすく対比して伝えることで、島根で暮らすことに対する肯定的なイメージを醸
成し、将来も島根で暮らすという選択肢を思い描いてもらうことを目指す。ついては、当
要領により提案競技を実施し、将来の定住に向けたイメージ醸成事業 県民ドラマ制作・
放送等業務の委託契約候補者を選定する。

1 提案競技に付する事項

- (1) 名称
将来の定住に向けたイメージ醸成事業 県民ドラマ制作・放送等業務
- (2) 仕様
別添の将来の定住に向けたイメージ醸成事業 県民ドラマ制作・放送等業務委託仕様書
(以下「仕様書」という。) のとおり
- (3) 期間
契約の日から令和4年3月31日まで
- (4) 提案価格の上限額
87,007千円（消費税及び地方消費税を含む。）
※上記金額は予定価格を示すものではない。また、本業務を実施するために必要となる
全ての経費（県との打合せ経費も含む。）を含む。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たすもの
であること。

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であ
ること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下「県内法
人」という。）であること。コンソーシアムで参加する場合、その代表者は県内法人であ
ること。
- (3) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次のアからエまでの条件を全て満たす
こと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1
項の規定に該当しない者であること。
 - イ 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて
競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、
支配人その他の使用人として使用する者を含む。）でないこと。
 - ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受けている期間中の者でな
いこと。
 - エ 島根県内に事業所を有する者にあつては、島根県税についての未納の徴収金（納期限

が到来していないものを除く。)がないこと。

オ 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税についての未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。

カ 消費税及び地方消費税についての未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。

キ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。

ク 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者ではないこと。

コ 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(4) 企画・制作を担当するスタッフに、島根県内の事情に精通する者を配置すること。また、これまでにドラマ制作の実績のある者を配置すること。

(5) 提案競技説明会に参加申込みをしている者であること。なお、コンソーシアムで提案競技に参加する場合は、いずれかの構成員が説明会に参加申込みをしていること。

3 提案競技説明会

説明会はYouTubeの動画配信により行うものとする。配信を希望する者は、説明会参加申込書(様式1)を提出すること。

(1) 提出方法及び期限

令和3年3月30日(火)12時まで(必着)に電子メール又はファックスにより下記12時まで提出すること。

(2) 配信(公開)期間

動画の配信期間は、令和3年3月31日(水)10時から令和3年4月14日(水)17時までとする。

(3) その他

参加申込書(様式1)に記載されたメールアドレスに、動画のアップロード先URLを通知する。(令和3年3月31日(水)10時頃を予定)

4 提案競技の参加表明等

提案者は、提案競技参加表明書(様式2)を提出すること。

(1) 提出方法及び期限

令和3年4月7日(水)17時まで(必着)に持参又は郵送により提出すること。持参の場合の受付時間は9時から17時(土・日・祝日は除く。)までとする。郵送の場合は郵便書留によるものとし、期限までに未着の場合は提出がなかったものとみなす。

(2) 提出先

12に同じ。

(3) 参加資格の通知

令和3年4月9日（金）頃を予定している。

(4) その他

参加表明後、提案競技への参加を辞退する者は提案競技参加辞退届（様式5）を提出すること。（提出先は上記4(2)に同じ。）

5 提案競技の企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法

企画提案は1案のみとし、企画提案書（様式4）により作成すること。企画提案書（様式4）に記載する項目が含まれていれば、各提案者のフォーマットでの作成も可。（いずれの場合も用紙の大きさはA4判。必要に応じてA3判の折り込みも可。）

(2) 提出方法及び期限

令和3年6月3日（木）17時まで（必着）に持参又は郵送により10部提出すること。持参の場合の受付時間は9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとする。郵送の場合には郵便書留によるものとし、期限までに未着の場合は提出がなかったものとみなす。

(3) その他の提出書類

見積書を1部提出すること。見積書の写しを企画提案書（10部）にそれぞれ綴りこむこと。

(4) 提出先

12に同じ。

6 提案競技に係る質問

(1) 提出方法及び期限

質問がある場合は、令和3年4月12日（月）17時まで（必着）に企画提案質問書（様式3）により電子メール又はファックスで提出すること。

(2) 提出先

12に同じ。

(3) 質問に対する回答

すべての質問をとりまとめて、提案競技の参加資格があると通知した者全員に回答する。回答は、提案競技参加表明書に記載されたメールアドレスに送信する。（令和3年4月14日（水）頃に回答予定）

7 提案の選定方法

(1) 選定の手順

将来の定住に向けたイメージ醸成事業 県民ドラマ制作・放送等業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約候補者を選定する。
ア 企画提案のプレゼンテーションを実施して提案内容を把握し、審査する。ただし、提案競技参加者が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。

イ アの審査結果をもとに契約候補者を選定する。

ウ 企画提案の採否は提案者全員に文書で通知する。

エ 審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

(2) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要件を全て満たしており、かつ、上限額の範囲内の価格を提示した者を評価の対象とする。

イ 契約候補者の選定に際しては、以下の項目を評価し、各評価項目の得点を加点する方法により総合的に評価する。

①企画の意図及び内容の理解

- ・事業の趣旨を理解し、提案の内容に反映しているか
- ・提案の内容がターゲットにマッチしているか

②企画力（ドラマの内容）

- ・ドラマの設定やストーリーが魅力的かつターゲットの共感を得るものか
- ・「仕様書5（3）ドラマの内容」を反映しているか

③企画力（視聴誘導）

- ・効果的な視聴誘導の手法を提案しているか（放送枠、話数、番組宣伝 等）

④企画力（ドラマと連動した新聞広告等、具体的な情報発信）

- ・効果的な手法が提案されているか（内容、回数、量 等）

⑤企画力（その他、独自提案）

- ・事業の効果を高める提案か

⑥目標及び目標達成の手法等

- ・現実的かつ効果的な手法が提案されているか

⑦運営体制

- ・実施運営体制が整っているか
- ・新型コロナウイルス感染症への対応が万全であるか
- ・スケジュールが具体的かつ現実的か

⑧委託金額

- ・費用対効果の観点から適正な見積額となっているか

(3) プレゼンテーション及び審査会

ア プレゼンテーション及び審査会の実施日

令和3年6月上旬を予定

イ その他

島根県庁において対面でのプレゼンテーションの実施を予定しているが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によってはテレビ会議（株式会社V-CUBEのV-CUBEミーティングを利用）により実施する場合がある。日程及び方法等の詳細は参加者に別途通知する。

(4) 提案競技参加料

5の企画提案書を提出期限内に提出した者に対して、提案競技参加料として1提案者につき2万円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。（コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、単独の法人による参加はその法人に対して支払う。）ただし、企画提案書の内容に不備がある者及び契約候補者となった者への支払いは、行わない。

8 契約手続き等

(1) 契約方法

ア 契約候補者と県は企画提案書の内容をもとに協議を行い、業務の内容に係る具体的な仕様を確定し、改めて見積書を徴取した上で契約を締結する。

イ 契約候補者と県との間で協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 委託料の支払い

原則、精算払いとする。

ただし、契約に基づき、契約金額の4割以内を前金払いすることができる。なお、前金払いの金額及び時期については、業務の内容、性質等からその必要性を十分検討した上で、決定する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) その他

ア 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ島根県に書面で承諾を得た場合はこの限りではない。

イ 本業務の処理にあたっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

9 著作権

仕様書記載のとおり

10 公正な提案競技の確保

公正な提案競技を実施するため、提案者が次の(1)から(4)の行為を行った場合は、審査対象から除外する。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為
- (2) 競争を制限する目的で他の提案者と参加意思又は提案内容について相談する行為
- (3) 事業の選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示する行為
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為

11 その他

- (1) 提案競技参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、提案が無効となることがあるので留意すること。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - イ 作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (2) 提出書類は他の提案者に対して非公開とする。
- (3) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提案競技並びに契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

12 提案競技に関する問合せ先

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県政策企画局広聴広報課

電話番号：0852-22-5757 ファックス番号：0852-22-6025

メールアドレス：kouhou@pref.shimane.lg.jp

13 添付書類等

- (1) 将来の定住に向けたイメージ醸成事業 県民ドラマ制作・放送等業務委託仕様書
- (2) 将来の定住に向けたイメージ醸成事業 県民ドラマ制作・放送等業務説明会参加申込書
(様式1)
- (3) 将来の定住に向けたイメージ醸成事業 県民ドラマ制作・放送等業務提案競技参加表明
書(様式2)
- (4) 将来の定住に向けたイメージ醸成事業 県民ドラマ制作・放送等業務企画提案質問書
(様式3)
- (5) 将来の定住に向けたイメージ醸成事業 県民ドラマ制作・放送等業務企画提案書(様式
4)
- (6) 将来の定住に向けたイメージ醸成事業 県民ドラマ制作・放送等業務提案競技参加辞退
届(様式5)

14 参考

「いいけん、島根県」プロモーション特設サイト

<https://www.kurashimanet.jp/iikenshimaneken/>